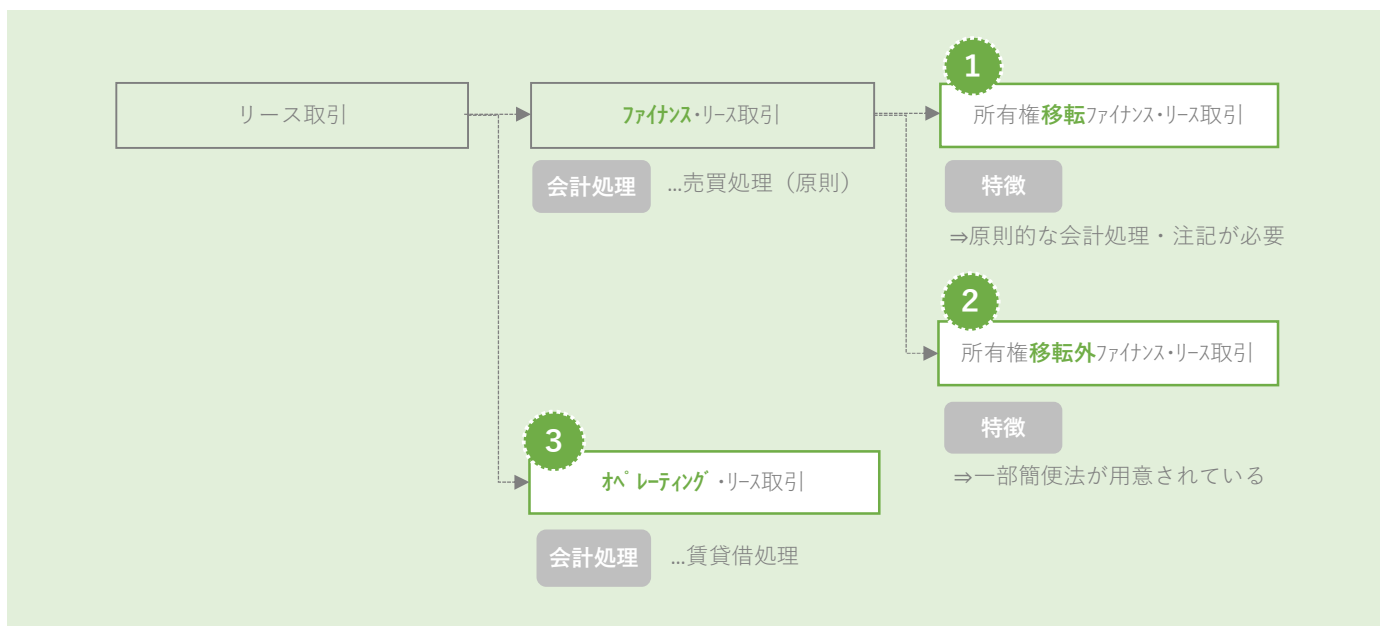


【全体概要図】



1 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理

⇒ 所有権移転ファイナンス・リース取引については、原則「売買処理」を行う。
ただし、①リース料総額が固定資産計上額以下、または、②リース期間が一年以内の場合には、賃貸借処理が可能。
以下の通り「(1)リース契約時」、「(2)リース料支払時」、「(3)減価償却時」の3つに分けて会計処理を解説する。
なお、リース会計は貸手、借手両方に適用されるものであるが、本稿では説明の便宜上、借手の会計処理の説明を行う。

(1) リース契約時

$$\text{(リース資産)} / \text{(リース債務)}$$

⇒ リース資産計上額は貸手の購入価額が分かるか否かで採用する金額が変わる。
☑ 貸手の購入価額が明らか → Yes : 「リース料の現在価値」と「貸手の購入価額等」とのいずれか低い額
→ No : 「リース料の現在価値」と「見積現金購入価額」とのいずれか低い額

(2) リース料支払時

$$\begin{matrix} \text{(リース債務)} & / & \text{(現金預金)} \\ \text{(支払利息)} & & \end{matrix}$$

⇒ 利息の配分方法 : 利息法のみ

! 利息の配分方法に簡便法はない
(所有権移転ファイナンス・リースには一部を除き簡便法が認められない)

(3) 減価償却時

$$\text{(減価償却費)} / \text{(リース資産)}$$

⇒ 減価償却の方法 : 自己所有の固定資産と同様の方法 (耐用年数、償却方法)

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理

⇒ 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則「売買処理」を行う。
ただし、①リース料総額が固定資産計上額以下、または、②リース期間が一年以内の場合に加え、③事業内容として重要でなく、契約一件あたりのリース料総額が300万円以下の場合にも賃貸借処理が可能。

(1) リース契約時

$$\text{(リース資産)} / \text{(リース債務)}$$

⇒ リース資産計上額は貸手の購入価額が分かるか否かで採用する金額が変わる。
☑ 貸手の購入価額が明らか → Yes : 「リース料の現在価値」と「貸手の購入価額等」とのいずれか低い額
→ No : 「リース料の現在価値」と「見積現金購入価額」とのいずれか低い額

(2) リース料支払時

$$\begin{matrix} \text{(リース債務)} & / & \text{(現金預金)} \\ \text{(支払利息)} & & \end{matrix}$$

! 簡便法が用意されている

⇒ 利息の配分方法 : 利息法又は重要性が乏しい場合には以下いずれかの方法を選択可能。
① 利息相当額を控除しない
② 利息相当額の配分を定額法による

(3) 減価償却時

$$\text{(減価償却費)} / \text{(リース資産)}$$

! 移転外特有の減価償却方法

⇒ 減価償却の方法 : リース期間を耐用年数とした以下いずれかの方法
① 定額法 (多くの場合がこの方法)
② 級数法
③ 生産高比例法

3 オペレーティング・リース取引の会計処理

⇒ オペレーティング・リース取引については、以下の通り比較的会計処理の容易な「賃貸借処理」を行う。

(1) リース契約時

$$\text{仕訳なし}$$

(賃貸借処理では計上する仕訳はない)

(2) リース料支払時

$$\text{(支払リース料※費用)} / \text{(現金預金等)}$$

! リース料支払時に費用処理のみであり売買処理に比べ比較的処理が容易

(3) 減価償却時

$$\text{仕訳なし}$$

(賃貸借処理では計上する仕訳はない)